

副
本

令和7年（行ウ）第5号 住民監査請求却下処分無効確認請求事件

原告 野村一也

被告 蘭越町

答 弁 書

令和7年6月17日

札幌地方裁判所 民事1部合議係 御中

〒060-0042 札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
弁護士法人佐々木総合法律事務所（法人受任・送達場所）
電 話 011-261-8455
FAX 011-261-9188

被告訴訟代理人弁護士	佐々木	泉	頭
同 弁護士	下	矢	洋
同 弁護士	福	田	友
同 弁護士	山	田	敬
同 弁護士	土	田	慧
同 弁護士	中	泉	絵
同 弁護士	山	下	雄

貴
洋
之
慧
子
樹

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

(1) 請求の趣旨第1項から第6項（令和7年5月2日付回答書による）に係

る原告の請求を却下する

(2) 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

2 本案の答弁

(1) 原告の請求をいずれも棄却する

(2) 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第2 本案前の主張

令和7年5月2日付回答書（以下「回答書」という。）により特定された請求の趣旨のうち、以下のものについては訴訟要件を欠く。

1 回答書：請求の趣旨第1項

令和7年1月22日付補正通知の違法確認を求める請求であるが、行訴法3条に定められる抗告訴訟のいずれにも該当しない。

また、民事訴訟における確認の訴えとみても当該違法によって原告が被ったとされる権利侵害の救済には通知の違法確認を行っても紛争の解決にならず（確認訴訟によることが不適格）、原告自身の権利関係に引き付けるものではなく抽象的な違法を確認するものである（確認対象の選択の不適格）。確認の訴えの利益も欠いているため、訴訟要件を欠く。

2 回答書：請求の趣旨第2項

住民監査請求が却下された場合は地方自治法242条の2による住民訴訟の提起が法定されており、却下それ自体の違法確認制度は法定されていない。

また、民事訴訟における確認の訴えとみても上記1と同様に確認訴訟によることが不適格であり、かつ確認対象の選択の不適格であって確認の訴えの利益を欠いているため、訴訟要件を欠く。

3 回答書：請求の趣旨第3項

住民監査請求が却下された場合は地方自治法 242 条の 2 による住民訴訟の提起が法定されているが却下それ自体の取消制度は法定されていない。また、行訴法 3 条に定められる抗告訴訟のいずれにも該当しない。

4 回答書：請求の趣旨第 4 項

令和 7 年 1 月 22 日付補正通知の無効確認を求める請求であるが、行訴法 3 条に定められる抗告訴訟のいずれにも該当しない（補正通知は処分ではなく、同法 3 条 4 項にも該当しない。）。

また、民事訴訟における確認の訴えとみても無効となるべき通知によって原告が被ったとされる権利侵害の救済には、通知の無効確認を行っても紛争の解決にならず（確認訴訟によることが不適格）、原告自身の権利関係に引き付けるものではなく抽象的な無効を確認するものである（確認対象の選択の不適格）。確認の訴えの利益も欠いているため、訴訟要件を欠く。

5 回答書：請求の趣旨第 5 項

住民監査請求が却下された場合は地方自治法 242 条の 2 による住民訴訟の提起が法定されているが却下それ自体の無効確認制度は法定されていない。また、行訴法 3 条に定められる抗告訴訟のいずれにも該当しない。

また、民事訴訟における確認の訴えとみても上記 1 と同様に確認訴訟によることが不適格であり、かつ確認対象の選択の不適格であって確認の訴えの利益を欠いているため、訴訟要件を欠く。

6 回答書：請求の趣旨第 6 項

原告の自己の権利に基づく請求ではなく、訴訟要件を欠く。善解して、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 1 号による差し止めの請求を念頭に置いたものとみても、住民訴訟の訴訟要件を欠く。

第 3 請求の原因に対する認否

1 原告の主張は、請求原因ではない関連事実が多々含まれており、また請求

原因自体不明瞭であるため、すべての主張事実への認否はしかねる。

- 2 回答書によって特定された請求の趣旨からすると請求の趣旨の第7項については国家賠償請求訴訟を提起したものと解することができ、本案の審理にはなじむものと考えられる。

この国家賠償請求について、訴状第6第1項及び第2項（49頁以下）からすると、監査委員の天水さとい氏、向山博氏が、原告からの住民監査請求を却下したことが違法であると主張するものと思われ、また、和田慎一氏の説明が何らかの「関係法令の不理解、論点ずらし、責任転嫁、虚偽」であって違法性があるとの主張するものと思われる。

しかしながら、いずれも抽象論の主張に終始し、請求原因を基礎づける具体的な事実主張が不明確である。法律要件に照らし、天水さとい氏、向山博氏、和田慎一氏の三者に関して、①原告の権利又は法律上保護される利益の存在、②①に対する被告の加害行為、③②についての故意又は過失、④損害の発生及び額、⑤②と④との因果関係のいずれもが不明瞭であり、具体的な認否反論が困難である。

したがって、まず原告においてこれらの要件に沿って主張事実を整理すべきである。

第4 関連事実

本件原告は過去にも本件被告に対し、訴訟提起をしていた経過がある（札幌地裁小樽支部令和5年（ワ）第28号、札幌高等裁判所令和6年（ネ）第64号、最高裁令和6年（オ）第1649号）。同事件では、原告の請求内容の特定に期日を費やした経過があり、原告において請求原因を基礎づける具体的な事実主張などが特定されないのであれば、速やかに結審を頂くことを希望する。

以上